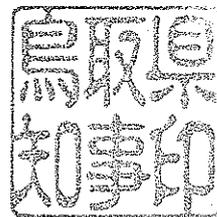


入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月22日

鳥取県知事 平井 伸治



1. 入札に付する事項

(1) 次に掲げる物件の売却

番号	売却物件	年式	数量	予定価格（最低入札価格）（円）	入札保証金（円）
301	プレイバレーン（ひも付）	平成12年	1	5,000	500
302	ネット式太鼓橋	平成13年	1	5,000	500
303	動力運搬車（筑水農機 GX101） 故障品	平成6年	1	1,000	100
304	スズキエブリ（2WD）貨物 H17年 式	平成17年	1	45,000	4,500
305	演台（コクヨWA-12）	平成7年	1	2,000	200
306	プラントボックス（コクヨ PX-2 10M）	平成7年	1	1,000	100
307	ロビーチェア（2人掛け）（コク ヨ CN-243BT）	平成7年	1	1,000	100
308	ロビーチェア（3人掛け）（コク ヨ CN-244BT）	平成7年	1	1,000	100
309	ベンチ（3人掛け）（コクヨ CN- 243B）	平成7年	1	1,000	100
310	ベンチ（4人掛け）（コクヨ CN- 244B）	平成7年	1	1,000	100
311	三菱ふそうエアロミディ（中型バス） 29人乗り	平成12年	1	360,000	36,000
312	プラントボックス（大）A	平成2年	1	12,000	1,200
313	プラントボックス（大）B	平成2年	1	12,000	1,200
314	プラントボックス（大）C	平成2年	1	12,000	1,200
315	プラントボックス（小）A	平成12年	1	9,800	980
316	プラントボックス（小）B	平成12年	1	9,800	980
317	プラントボックス（小）C	平成2年	1	9,800	980
318	フライヤー（MALUZEN MG F-23G）	平成8年	1	1,000	100
319	ガス炊飯器コンロセット1（10リッ トル用）	（不明）	1	1,000	100
320	ガス炊飯器コンロセット2（10リッ トル用）	（不明）	1	1,000	100
321	食器消毒保管庫一式（食器乾燥機）	平成3年	1	1,000	100
322	電飾スタンド看板	（不明）	1	500	50
323	乳幼児体重計	昭和61年	1	1,000	100
324	ビデオカメラ（パナソニック NV-M500）	平成2年	1	1,000	100
325	トラクター（クボタGL-32）故 障品	平成3年	1	20,000	2,000
326	スライド映写機（1200W タイプ）2台 セット	平成10年	1	5,000	500

327	スライド映写機(550Wタイプ)4台 ＋スライド映写ユニット4台セット	平成10年	1	3,000	300
328	スライド映写機(400Wタイプ)3台セ ット	平成10年	1	1,500	150
329	スライド映写機専用収納映写台	平成10年	1	3,000	300
330	コーヒーマスター	平成10年	1	30,000	3,000
331	座卓(木製)A	平成12年	1	1,250	125
332	座卓(木製)B	平成12年	1	1,250	125
333	座卓(木製)C	平成12年	1	1,250	125
334	座卓(木製)D	平成12年	1	1,250	125
335	座卓(木製)E	平成12年	1	1,250	125
336	座卓(木製)F	平成12年	1	1,250	125

(2) 入札参加申込期間及び申込場所

ア 入札参加希望者は、平成27年10月22日(木)午後1時から同年11月10日(火)午後2時までの間、鳥取県が定める鳥取県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)により、参加仮申込みを行うこと。

イ 入札保証金は、アの手続の際に、クレジットカードによる納付を選択すること。

(3) 入札期間及び入札場所

(2)の手続を完了した入札参加者は、平成27年11月25日(水)午後1時から同年12月2日(水)午後1時までの間に、売却システム内で入札を行うこと。

(4) 開札日時及び場所

平成27年12月2日(水)午後1時から、売却システム内で開札を行う。

2 ガイドライン及び契約条項の交付

平成27年10月22日(木)午後1時から同年11月10日(火)までの間に売却システム内及びインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/201325.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成27年10月22日(木)から同年11月10日(火)までの間(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、平成27年10月22日(木)は午後1時からとし、同年11月10日(火)は午後2時までとする。

(2) 交付場所及び入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県会計管理者会計局会計指導課電算担当

電話 0857-26-7436

3 契約する者及び契約担当部局

番 号	契約する者	契約担当部局
301、 302	鳥取県倉吉児童相談所長 木下 直子	鳥取県倉吉児童相談所
303	鳥取県農業試験場長 宮田 邦夫	鳥取県農業試験場
304	鳥取県産業人材育成センター所長 山本 剛司	鳥取県産業人材育成センター倉吉校
305～ 310	鳥取港湾事務所長 山本 孝久	鳥取港湾事務所
311	鳥取県西部総合事務所長 山根 淳史	鳥取県西部総合事務所地域振興局会計総務課
312～ 317	鳥取県立公文書館長 杉本 朗	鳥取県立公文書館

318～ 324	鳥取県中部総合事務所長 西山 信一	鳥取県中部総合事務所地域振興局会計総務課
325	鳥取県園芸試験場長 村田 謙司	鳥取県園芸試験場弓浜砂丘地分場
326～ 336	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取県会計管理者会会計局会計指導課

#### 4 入札手続等

- (1) 郵便又は電信による入札の可否  
郵便又は電信による入札は認めない。
- (2) 下見会

番 号	開催日時	場 所
301、 302	平成27年10月22日(木)午後1時から 11月10日(火)午後2時まで 期間中各日午前8時30分から午後5時15分まで	〒682-0881 鳥取県倉吉市宮川町二丁目36 鳥取県倉吉児童相談所 電話 0858-23-1141
303	平成27年10月27日(火)から28日(水)まで 各日午前10時から午後4時まで	〒680-1142 鳥取県鳥取市橋本260 鳥取県農業試験場 電話 0857-53-0721
304	平成27年10月28日(水)から29日(木)まで 各日午前10時から午後4時まで	682-0018 倉吉市福庭町二丁目1番地 鳥取県産業人材育成センター倉吉校 電話 0858-26-2247
305～ 310	平成27年10月22日(木)午後1時から 11月10日(火)午後2時まで 期間中各日午前8時30分から午後5時15分まで	680-0906 鳥取市港町8番地 鳥取港湾事務所 電話 0857-28-2432
311	平成27年10月29日(木)から30日(金)まで 各日午前10時から午後4時まで	683-0054 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 電話 0859-31-9706
312～ 317	平成27年10月22日(木)午後1時から 11月10日(火)午後2時まで 期間中各日午前8時30分から午後5時15分まで	680-0017 鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館 電話 0857-26-8160
318～ 324	平成27年10月22日(木)午後1時から 11月10日(火)午後2時まで 期間中各日午前8時30分から午後5時15分まで	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 電話 0858-23-3954
325	平成27年10月27日(火)から28日(水)まで 各日午前10時から午後4時まで	〒684-0073 鳥取県境港市中海干拓地27 鳥取県園芸試験場弓浜砂丘地分場 電話 090-5370-9695
326～ 330	平成27年10月28日(水)から29日(木)まで 各日午前10時から午後4時まで	〒683-0043 鳥取県米子市末広町294 米子コンベンションセンター 電話 0859-35-8111
331～ 336	平成27年10月29日(木) 午前10時から午後4時まで	〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心 電話 0858-23-5390

#### (3) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できない者
- エ 1の(2)の手続を行っていない者又は1の(2)に定められた期間内に手続が終了しなかった者
- オ その他知事が不適当と認める者

#### (4) 入札保証金

本件入札に参加する者は本件公告に掲げた入札保証金を納付しなければならないが、1の(2)のイにより参加申込みを行い、ヤフー株式会社からクレジットカード売上承認に係るカード与信枠を取得している事実を証する書面が県に提出された場合は、入札保証金納付に代わる担保の提供があったものとみなす。

なお、落札できなかった場合は、入札期間満了後に担保の返還を行うものとする。

(5) 入札及び開札

ア 入札者は、1の(3)に定められた期間内に売却システム内に入札価格を登録する手続を行うこと。ただし、この登録は1回のみ可能とする。

イ 開札は、平成27年12月2日(水)午後1時から、売却システム内で行う。

ウ 入札者は、政令、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)を熟知の上、入札すること。

エ 入札後、本件公告、ガイドライン、物件情報等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

オ 入札者は、その理由いかんにかかわらずいったん登録した入札価格の書き換えを行うことはできない。

(6) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

なお、落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者の求められる義務を履行しない者の入札

ウ 入札に関して不正のあった者の入札

エ 4の(4)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が各物件ごとに定めた額に満たない者のした入札

オ 同じ物件について2以上の入札を行った者の入札

カ 委任状のない代理人の入札

キ 他の入札者の代理を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

ク 政令、会計規則、本件公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

不要。ただし、落札額が1件100万円を超える物件又は自動車の物件については、契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げた予定価格(最低入札価格)以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ(売却システム上の自動抽選)により決定するものとする。この場合、くじを辞退することはできない。

(5) 用途制限

この公告の物件は、次の各号に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付するものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細はガイドラインによる。